

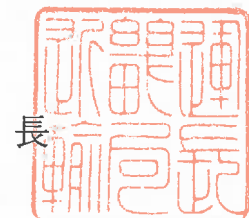
道路運送法施行規則第55条の規定による各事業種別毎の平成30年12月17日付事案の公示は次のとおりである。

事業種別	摘要
一般乗合旅客自動車運送事業	近運自一公示第4号（別紙のとおり）
一般乗用旅客自動車運送事業	近運自二公示第35号（別紙のとおり）
特定旅客自動車運送事業	公示事案なし

なお、これら公示した事案（一般乗合旅客自動車運送事業のうち国土交通大臣の職権にかかると見られるものを除く）に関して、意見の聴取を申請しようとする利害関係人は、公示の日から10日以内に当局自動車交通部まで同規則第57条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

平成30年 12月 17日

近畿運輸局



# 事 案 の 公 示

事案の種類 : 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請  
 公示番号 : 近運自一公示第4号

平成30年12月17日  
 近畿運輸局

事案番号	申請者の氏名又は名称	事案の概要	関係路線	備考
2	阪急バス株式会社	対キロ区間制運賃：基準賃率41円10銭（税抜） 2.0kmまで 基準賃率×2 2.1km～10.0kmまで 基準賃率 10.1km～20.0kmまで 基準賃率×0.9 20.1km～30.0kmまで 基準賃率×0.8 30.1km～ 基準賃率×0.7	一般路線バス 京都エリア（大山崎営業所・ 向日出張所管轄路線）	局長権限 管轄支局 （京都）

**【意見の聴取申請に関する事項】**

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送部門で提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の種類及び公示番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。